



秋の530運動実践活動を 実施します

530運動環境協議会では、「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、みなさんの参加による美しいまちづくりを進めています。

とき: 11月8日(土)～17日(月) **内容:** 豊橋市民の日(11月11日)を含む10日間に市内一斉の清掃活動を実施します。各個人、町自治会、団体、事業所などで行ってください **その他:** 事前に計画書を提出した場合は、ごみ袋を進呈します※計画書は市役所環境政策課(西館5階)で配布 **問い合わせ:** 530運動環境協議会事務局(環境政策課内 ☎51・2414)



530マーク



地域資源回収にご協力ください

地域資源回収は、家庭から出る新聞などの古紙や布、缶などを「資源」として回収する、非常に「エコ」な活動です。各地域の自治会、小・中学校のPTA、幼稚園・保育園の保護者会など、多くの団体の協力により平成26年1～6月の間に約4,200tの資源が回収され、再利用されています。また、協力団体に交付される奨励金は、備品の整備や親睦行事などの地域活動に使われています。限りある資源を有効に活用し、美しい地球を次の世代の子どもたちに残すため、ぜひ地域資源回収にご協力ください。

回収品目: 新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、牛乳パック等、布、アルミ缶、スチール缶など(各団体によって異なります) **回収日:** ホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/6176.htm>) 参照 **問い合わせ:** 環境政策課(☎51・2417)



地域資源回収のようす



医学のためご遺体の提供に ご協力ください

医学生・歯学生にとって解剖実習は必須ですが、遺体は十分ではありません。遺体を献納していただける方を探しています。**問い合わせ:** (公財) 不老会豊橋市地区村田(☎25・0138)、健康政策課(☎39・9111)



男女共同参画に関する標語を 展示します

10月は愛知県が定める男女共同参画月間です。これにあわせて、7～8月にかけて募集を行った男女共同参画に関する標語の展示を行います。

とき: 10月2日(休)～16日(土・日曜日、祝日を除く) **ところ:** 市役所市民ギャラリー(東館1階) **問い合わせ:** 市民協働推進課(☎51・2188)



作品展示のようす



コミュニティバスの豊橋まつり 当日の臨時運行について

コミュニティバス「柿の里バス」「しおかぜバス」は、豊橋まつり開催日(10月18日(土)・19日(日))に臨時運行を行います。豊橋まつりへのお出かけなどに、ご利用ください。

■柿の里バス

運行区間: 石巻中山～天王公会堂～和田辻東(和田辻東で豊鉄バス豊橋和田辻線に接続します。その他の区間は運行しません) **運行本数:** 4往復※特別ダイヤで運行します。詳細はホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/10367.htm>)参照

■しおかぜバス

通常のダイヤで運行します。

[共通事項] 問い合わせ: 都市交通課(☎51・2620)



柿の里バス



10月は骨髄バンク推進月間 骨髄ドナー登録会のお知らせ

情報ピックアップ

問い合わせ 健康政策課(☎39・9111)

骨髄バンク推進月間中、市ではドナー登録会を開催します。1人でも多くの患者さんが骨髄移植を受けられるよう、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

とき/ところ 10月5日(日)午前9時30分～11時30分・午後1時～2時30分/桜丘高等学校学園祭会場(南牛川二丁目)、10月18日(土)午前9時30分～11時・午後1時～4時/豊橋まつり観光物産博覧会場(豊橋公園内) **ドナー登録できる方** 18歳以上54歳以下で、骨髄・末梢血幹細胞の提供について十分理解している方(健康状態により登録できない場合があります) **その他** 詳細は(公財)日本骨髄バンクホームページ(<http://www.jmnp.or.jp/>)参照

■その他で登録を希望する場合

とき 月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)午前9時～11時、午後1時30分～4時 **ところ** 愛知県赤十字血液センター豊橋事業所(東脇三丁目 ☎32・1333)



10月10日は「目の愛護デー」です

問い合わせ

健康増進課 ☎ 39・9136

「10」を横に倒すと眉と目の形にみえることから、10月10日は「目の愛護デー」に制定されました。人が得る情報の約80%は目から入るといわれており、起きて

■眼科検診を受けましょう

ている間は常に目を使っています。身の回りにはテレビやパソコンなどのデジタル機器があふれ、長時間、画面を見続ける機会が増えており、自分が感じる以上に目には疲労が蓄積しているかもしれません。大切な目を守るために、次のことに心がけて目の健康管理をしましょう。

■目を守るために

■日頃からできること

- テレビやパソコンなどの作業は、1時間に15分程度休憩しましょう
- 遠くの山や雲、星を見たり目を閉じたりして目を休めましょう
- まばたきは目の表面を涙で保護する役割をしています。意識的に、まばたきの回数を増やしましょう



■眼科検診の対象者

年齢	生年月日
60歳	昭和29年4月1日～ 昭和30年3月31日生まれの方
65歳	昭和24年4月1日～ 昭和25年3月31日生まれの方

市中では、左表の対象者に眼科検診を行っています。今は見えてから大丈夫と安心せず、大切な目を守るためにも、検診を受けましょう。検診期間は平成27年1月31日までです。検診を受けるためには、検診票が必要です。対象者には4月下旬に検診票を送付しています。が、お持ちでない方はお問い合わせください。



10月1日は浄化槽の日です

問い合わせ

廃棄物対策課 ☎ 51・2410

美しい海や川を守るため、家庭からの生活排水をきれいにしましょう。そのためには浄化槽の正しい利用が必要です。

■浄化槽は正しく使しましょう

(以降は20人槽以下の一般家庭向け浄化槽の場合)

法律で浄化槽の清掃・保守点検・法定検査が義務付けられており、種類・大きさなどにより実施回数が決められています。

問 清掃はなぜ必要ですか？

答 浄化槽は、使用していると次第にごみが蓄積されるため、定期的に取り除かなくてはなりません。清掃回数は年1回(全ばつぎ方式は、おむね6か月(1回)以上)

問 法定検査はなぜ必要ですか？

答 浄化槽を利用する家庭は、県の指定検査機関の行う水質などに関する検査(法定検査)を受けることが義務付けられています。浄化槽を新しく設置し、使用開始後行う検査(7条検査)と、その後、毎年1回行う検査(11条検査)があります。豊橋地域の指定検査機関は、(一財)中部微生物研究所 ☎ 0533・76・2228

問 保守点検はなぜ必要ですか？

答 定期的な点検を行うことにより、浄化槽の本体や付属機器の点検や調整を行います。また、消毒剤の補充なども行います。点検回数は処理方式により3〜6か月(1回以上)

問 浄化槽設置費補助制度を利用してください

海や川の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽(合併処理)を設置しようとする方に設置費の一部を補助します。

浄化槽を設置費補助制度を利用してください

対象 下水道が未整備または整備が予定されていない地域で、単独処理浄化槽および汲み取り槽から浄化槽(合併処理)に転換する方※新築、建替えおよび建築確認を必要とする大規模な増改築による浄化槽の転換については、補助対象外です

補助基数 平成26年度予算40基分(9月1日現在13基申請済み)

単独処理浄化槽撤去費の補助

併処理へ転換される方は、設置費補助に加え撤去費補助の対象となる場合があります。

併処理へ転換される方は、設置費補助に加え撤去費補助の対象となる場合があります。

併処理へ転換される方は、設置費補助に加え撤去費補助の対象となる場合があります。